

**佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業
実施方針**

佐　野　市

令和6年4月22日

(令和6年6月26日修正版)

一目次一

第1 本事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 公共施設等の管理者等の名称	1
(3) 本事業の目的	1
(4) 市が民間事業者に対して特に期待すること	1
(5) 本事業の対象となる施設	3
(6) 本事業の概要	3
(7) 本事業の対象範囲	4
(8) 事業者の収入	5
(9) 光熱水費の負担	5
(10) 事業スケジュール（予定）	5
(11) 遵守すべき法制度等	6
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 募集及び選定方法	7
2 募集及び選定の手順	7
(1) 募集及び選定スケジュール	7
(2) 事業者の募集手続等	8
(3) 優先交渉権者を決定しない場合	9
(4) 本事業の実施に関する協定等	9
3 応募者の備えるべき要件等	10
(1) 応募者の構成	10
(2) 応募者の資格（各業務共通）	11
(3) 設計企業及び工事監理企業	12
(4) 建設企業	12
(5) 維持管理企業	13
(6) 応募資格要件の確認基準日	13
4 特別目的会社（ＳＰＣ）の設立について	13
(1) ＳＰＣの設立について	13
(2) ＳＰＣの設立条件	13
5 提案書類の取扱い	14
(1) 著作権	14
(2) 特許権等	14
(3) 市からの提示資料の取扱い	14
(4) 複数提案の禁止	14
(5) 提出書類の変更禁止	14
(6) 使用言語、単位及び時刻	14
6 審査及び選定に関する事項	15

(1) 提案等の審査及び算定	15
(2) 事業者選定評価委員会の設置	15
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1 責任分担に関する基本的な考え方	16
2 予想されるリスクと責任分担	16
3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	16
4 市による事業の実施状況及び業務水準のモニタリング	16
(1) モニタリングの実施	16
(2) モニタリングの時期	16
(3) モニタリングの方法	16
(4) モニタリングの結果	16
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1 立地条件	17
2 整備対象施設の概要	17
3 既存施設の概要	18
第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合	20
2 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
3 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	20
第7 法制・税制上の措置並びに財政・金融上の支援に関する事項	21
1 法制上の措置	21
2 税制上の措置	21
3 財政上及び金融上の支援	21
第8 その他事業の実施に関し必要な事項	22
1 議会の議決	22
2 応募に伴う費用負担	22
3 本事業において使用する言語	22
4 情報公開及び情報提供	22
5 本事業に関する問合せ先	22
資料1 事業予定地位置図	23
資料2 リスク分担表	25

第1 本事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

佐野市長 金子 裕

(3) 本事業の目的

市では、少子化の進展による学校の小規模化や、学校施設の老朽化などによる教育環境の変化に対応するため、「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の現実を目指すことを掲げた「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」を策定し、令和元年度には「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）」において、コンパクトシティ構想、市有施設適正配置計画などの行政経営の方針に沿った上で、市内の小中学校を将来的に施設一体型義務教育学校とし、小中一貫教育の一層の推進を図ることとしている。

既に、既存の学校改修により、あその学園義務教育学校、葛生義務教育学校の供用を開始し、子どもの成長と学習の連続性を重視した9年間の一体的な義務教育による効果を確認したところである。

本事業では、佐野市立西中学校区に属する佐野市立西中学校、佐野市立天明小学校（一部）、佐野市立植野小学校（一部）、佐野市立旗川小学校、及び佐野市立吾妻小学校に通学する児童や生徒を対象とした小中一貫校を新たに整備し、子どもたちの「確かな学力、豊かな人間性や社会性、健やかに生きる体」の育成を一層推進するものである。

このような背景を踏まえ、本事業は、佐野市立西中学校区小中一貫校に安心安全で快適な学習環境を備えた学校施設を整備・創出するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に準じ、DBO方式により実施することで、民間企業のノウハウ・経営能力・創意工夫等を活用するとともに、コスト縮減を図り市の財政負担の軽減を図ることを目的とする。

(4) 市が民間事業者に対して特に期待すること

佐野市教育振興基本計画（令和4年3月策定）では、「豊かな学びを通してふるさとを愛し持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育」を基本理念としている。

本事業は、この基本理念を前提としつつ、事業者に対し、以下の事項を特に期待する。

① 児童生徒の健やかな成長を支える施設整備

1年生から9年生の児童生徒が交流する機会を増やすことができる施設整備、また、児童生徒の個別の事情や特徴に合わせたインクルーシブな対応が可能な施設整備を期待する。

② 充実した教育活動を支える施設の実現

多様な利用が可能なスペースを有し、諸室間および共有部との連続性を考慮した施設整

備を期待する。また、教職員が相互にコミュニケーションを図りやすく、情報交換を容易に行うことができる施設整備を期待する。

③ 多様な学習の機会を創出する施設の実現

児童生徒が、ＩＣＴの活用や語学等の多様な学習を通じて知識・技能を身につけることができる、質の高い教育を受けられるような施設整備とともに、学習の成果を発表・掲示し、児童生徒同士が学びあうことができる施設整備を期待する。

さらに、多様化する教育内容への対応や生徒数の減少を見据えた機能性・柔軟性の高い施設整備を期待する。

④ 地球環境への配慮

脱炭素社会に向けた市の取組として、「ZEB Ready」以上の省エネ性能を備え、将来的な「Nearly ZEB」以上の認証取得を見据えた施設整備とするなど、環境負荷の低減や自然との共生を考慮し地球環境に配慮した施設整備を期待する。

⑤ 安全・安心な施設環境の確保

児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、自然災害に強い施設整備を期待する。

また、物理的・心理的なバリアを解消しインクルーシブな環境を整備するとともに、様々な人々にとって利用しやすい、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を期待する。

⑥ ライフサイクルコストの縮減

建設時の初期費用を抑えるだけでなく、開校後の運営における光熱費の縮減や、施設の維持管理におけるメンテナンス・設備更新のしやすさに配慮し、ライフサイクルコストの縮減を意識した施設整備及び維持管理を期待する。

⑦ 地域への興味を育む施設整備

地域の歴史や特徴、統合前の各校の沿革に関する資料などを展示するコーナーを整備するなど、児童生徒が地域や学校の歴史・文化に対して興味を育むことができる施設整備を期待する。

⑧ 児童生徒及び周辺への影響を考慮した施設整備

日照や音響の影響を考慮するとともに、健康的・衛生的な施設整備を期待する。

また、内装には可能な限り漆喰や木材を使用することで、温かみと潤いのある環境整備を期待する。

なお、漆喰については佐野市産を、木材については市産材や県産材等を使用するように努めるものとする。

(5) 本事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、以下に掲げる施設（以下、これらの施設を総称して「本施設」という。）とし、現佐野市立西中学校の敷地内（以下「事業予定地」という。）に整備する。

- ア 佐野市立西中学校区小中一貫校の新校舎（以下「新校舎」という。）
- イ 佐野市立西中学校区小中一貫校の屋内運動場（メインアリーナ兼講堂、サブアリーナ、武道場及びその他諸室）
- ウ 屋外運動場（前期・後期課程兼用、部室、体育用具倉庫）
- エ サブ屋外運動場
- オ 遊具広場
- カ テニスコート
- キ 屋外付帯施設（屋外トイレ、ゴミ置き場、屋外倉庫、防火倉庫）
- ク 外構（駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等）
- ケ こどもクラブ
- コ 通学用バス乗降場

また、本事業では、上記施設の整備に加え、事業予定地内の既存校舎等の解体・撤去（アスベスト対策を含む。）を行うものとする。

(6) 本事業の概要

① 事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、当該手続により選定された事業者が、市の所有となる本施設について設計、施工及び維持管理を一括して受託するDBO方式とする。

② 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和25年3月31日までとする。

③ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、本施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に市が事業予定地内の各施設について継続的に維持管理業務を行うことができるよう、事業契約期間満了日の約2年前から各施設の維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議及び協力をすること（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約において示す。）。

(7) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

① 設計業務

設計業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 事前調査業務（市の提供する資料では不足する場合、事業者の判断により、現況測量、地質調査等を行う。）
- イ 本施設の設計業務（造成設計、解体設計を含む）
- ウ 什器・備品計画業務
- エ 近隣対応業務
- オ 電波障害調査業務
- カ 各種申請等の業務
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設・工事監理業務

建設・工事監理業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 造成・建設業務
- イ 工事監理業務
- ウ 既存校舎等の解体・撤去業務（アスベスト対策を含む。）
- エ 施設利用者（児童生徒等）への安全対策業務
- オ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）
- カ 電波障害対策業務
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 維持管理業務

維持管理業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。なお、維持管理業務は事業予定地内の各施設（以下「維持管理対象施設」という。）を対象とする。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構等維持管理業務
- エ 環境衛生・清掃業務
- オ 保安業務
- カ 修繕業務（※）
- キ 学校用務員業務
- ク その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※建築物、建築設備に係る大規模修繕は、市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

(8) 事業者の収入

市は、事業者が提供する以下の業務への対価を事業者に支払う。

① 設計・建設・工事監理業務

市は、本施設の設計・建設・工事監理に関する業務に係る対価を、設計業務、建設・工事監理業務終了までの各年度末に、設計施工一括契約書に基づき出来高で支払う。

② 維持管理業務

市は、本施設の維持管理に関する業務に係る対価を、令和 10 年 4 月 1 日から令和 25 年 3 月末日にわたり各年度末に、維持管理委託契約書に基づき支払う。

(9) 光熱水費の負担

維持管理業務の実施に係る光熱水費は、市が負担する。

ただし、本事業は、環境負荷低減に寄与するため、可能な限り光熱水費の削減に十分配慮し、業務を実施すること。

(10) 事業スケジュール（予定）

本事業の事業スケジュール（予定）及び第 1 期工事、第 2 期工事の範囲を以下に示す。

事業スケジュール（予定）

事業契約締結	令和 7 年 3 月	
事業期間	事業契約締結日～令和 25 年 3 月末日	
佐野市立西中学校区小中一貫校		
第 1 期	盛土・造成・プール等の解体 設計・新校舎等の整備	事業契約締結日～令和 10 年 1 月末日
引渡し日（新校舎等）		令和 10 年 1 月末日（※ 1）
開校準備期間		施設引渡し日～令和 10 年 3 月
供用開始日（新校舎等）		令和 10 年 4 月 1 日
第 2 期	現佐野市立西中学校の解体・ 撤去、屋外運動場等の整備	新校舎供用開始日～令和 11 年 3 月末日
引渡し日（校庭等）		令和 11 年 3 月末日
供用開始日（校庭等）		令和 11 年 4 月 1 日
維持管理期間		令和 10 年 4 月 1 日～令和 25 年 3 月末日

- ※ 新校舎の整備、引渡しについては上記記載の日程までに完了することを必須とする。
- ※ 上記の上で、工期については、市の想定であり、工期短縮の提案を期待する。ただし、工期中も現佐野市立西中学校の校舎は、授業等で利用することから、解体については、新校舎の供用開始後とすること。
- ※ 佐野市立西中学校区小中一貫校の屋外運動場は、第 1 期工事期間も含めて、現佐野市立西中学校の校庭が全面閉鎖としないことを考慮した上で、学校の長期休暇期間等を利用した先行着手は可能とする。
ただし、予定している国庫補助事業による着手可能な時期（令和 7 年 7 月以降）との調整が必要なため、設計段階において市と詳細をよく協議すること。

(11) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり、関係法令（関連する政令、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

なお、本事業に関する主な関係法令等は「佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業要求水準書」に示す。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めるところから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。

従って、事業者の選定は、対価の額に加え、設計、建設及び工事監理に関する能力、維持管理に関する能力並びに事業の継続性・安定性等を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和6年4月22日（月）	実施方針等の公表
令和6年5月8日（水）	実施方針等に関する説明会の開催
令和6年5月13日（月）	実施方針等に関する個別対話受付締切
令和6年5月17日（金）	実施方針等に関する質問・意見受付締切
令和6年5月24日（金）	実施方針等に関する個別対話の実施
令和6年5月下旬	実施方針等に関する質問・意見、個別対話への回答公表
令和6年6月下旬頃	募集公告、募集要項等の公表
令和6年7月上旬頃	募集要項等に関する説明会の開催
令和6年7月中旬頃	募集要項等に関する質問受付締切
令和6年7月下旬頃	募集要項等に関する質問への回答公表
令和6年8月中旬頃	応募書類の受付締切
令和6年9月下旬頃	競争的対話の実施
令和6年10月下旬頃	提案書類の受付締切
令和6年12月上旬頃	優先交渉権者の決定及び公表
令和6年12月下旬頃	基本協定の締結
令和7年1月中旬頃	仮事業契約の締結
令和7年3月中旬頃	事業契約の締結（市議会の議決）

(2) 事業者の募集手続等

① 募集公告前の手続等

ア 実施方針等の説明会の開催

実施方針等の内容についての説明会を以下の予定で開催する。

- a 開催日時；令和6年5月8日（水）午後1時30分から（午後1時より受付開始）
- b 開催場所；佐野市役所 1階 市民活動スペース
- c 申込期間；令和6年4月22日（月）～4月30日（火）午後5時（必着）
- d 申込方法；「実施方針等説明会参加申込書」（様式1）に必要事項を記載の上、第8の5に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。なお、参加人數は1社につき2人までとする。

イ 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

- a 提出期間；令和6年4月22日（月）～5月17日（金）午後5時（必着）
- b 提出方法；「実施方針等に関する質問・意見書」（様式2）に必要事項を記載の上、第8の5に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

ウ 実施方針等に関する個別対話の実施

市及び応募者が十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、市の要求水準の意図を理解することを目的として、市と事業者との個別対話を、以下の予定で実施する。

- a 実施日時；令和6年5月24日（金）
- b 実施場所；佐野市役所 1階 市民活動スペース
- c 申込期間；令和6年4月22日（月）～5月13日（月）午後5時（必着）
- d 申込方法；「実施方針等個別対話申込書」（様式3）に必要事項を記載の上、第8の5に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

エ 実施方針等に関する質問及び意見並びに個別対話への回答

市は、実施方針等に関する質問及び意見並びに個別対話への回答を、令和6年5月末ごろに市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答、個別対話の内容は、質問者又は意見者、個別対話の参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者、意見者又は参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。

② 募集公告後の手続等

ア 募集公告、募集要項等に関する説明会の開催

市は、令和6年6月下旬頃に募集公告を行い、募集要項等を市ホームページにおいて公表するとともに、その内容についての説明会を令和6年7月上旬頃に開催する。

イ 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問の受付期間は、募集要項等の公表日から令和6年7月中旬頃までを予定する。質問の提出及び回答の公表方法については、募集要項において示す。

ウ 応募書類の受付

本事業への応募書類（応募表明書及び応募資格確認申請書類）を令和6年8月中旬頃に受け付ける。

受付に必要な書類は、募集要項において示す。

エ 競争的対話の実施

資格審査通過者は原則として、競争的対話に参加することとする。開催は令和6年9月下旬頃を予定しているが、詳細の日程及び必要書類等については、募集要項及び市ホームページにおいて示す。

なお、競争的対話は、要求水準書等について市と民間事業者の認識に齟齬がないこと、より適確な提案につなげることを目的に実施するものであり、概要提案書の提案内容の評価は行わない。

オ 提案書類の受付

本事業に関する価格提案及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和6年10月下旬頃に受け付ける。

提案に必要な書類及び提出方法は、募集要項等において示す。

カ 優先交渉権者の決定及び公表

令和6年12月上旬頃に優先交渉権者を決定し、市ホームページにおいて公表する。

(3) 優先交渉権者を決定しない場合

市は、事業者の募集、審査及び優先交渉権者の選定において、応募者がない、あるいは、いずれの応募者も市の財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、その旨を速やかに公表する。

(4) 本事業の実施に関する協定等

市は、PF1法に定める手続に準じて本事業を実施するため、次に示す協定等を締結する。詳細については募集公告時に示す。

① 基本協定

市は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

② 事業契約の締結

基本協定の定めるところにより、市と優先交渉権者との間で、事業契約（基本契約、設計施工一括契約、維持管理委託契約の総称として「事業契約」という。）を締結する。

3 応募者の備えるべき要件等

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業の各企業（以下「構成企業」という。）で構成されるグループとする。
- イ 建設企業にあっては、建築一式工事に従事する者の参加は必須とするが、その他の専門工事（電気工事、管工事、解体工事、土木工事等）に従事する者の参加は任意とする。
- ウ 応募者は、構成企業の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定める。
- エ 構成企業は(2)から(5)に定める応募資格要件を満たすものとする。
- オ 応募者は、応募書類の提出時に代表企業名、構成企業名を明記し、必ず代表企業が応募書類の提出、提案書提出に関する手続を行うこと。
- カ 応募書類の提出後の代表企業及び構成企業の変更は原則として認めないものとする。ただし、構成企業の変更については、市がやむを得ないと認めた場合に限り、これを認めるものとする。
- キ 応募者の構成企業は他の応募者の構成企業として重複して応募することはできない。
- ク 同一の企業が複数の構成企業を兼ねることは可能とするが、建設企業が工事監理企業を兼ねること、又は建設企業の関連企業が工事監理企業となることはできないものとする。なお、ここでいう「関連企業」とは、資本面若しくは人事面において関連する者として、次に該当する者をいう（以下、同じ）。

※ 「資本面において関連のある」とは、当該企業が他の企業の発行済株式総数の 50%を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合をいい、「人事面において関連のある場合」とは、当該企業が他の企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

- ケ 設計、建設・工事監理及び維持管理業務の各業務について、複数の企業で業務を実施する場合は、共同企業体を結成することを可能とする。この場合、各企業において（3 応募者の備えるべき要件等）に規定する該当要件を満たすこと。また、あらかじめ出資比率、組織、役割等を記載した共同企業体結成の協定書及び共同企業体の代表者への委任状を企画提案書とともに提出すること。共同企業体の存続期間は、契約期間とする。

コ 構成企業には、佐野市内に本社・本店を配置する企業を1社以上含めること。

(2) 応募者の資格（各業務共通）

応募者の構成企業は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 佐野市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年告示第154号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- エ 法人税、消費税、地方消費税及び佐野市税を滞納していないこと。
- オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていないこと。
- キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- ク 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、市の再審査を受け、入札参加資格を有する場合を除く。
- コ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算の申立てがなされていないこと。
- サ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申し立てをしていないこと又は申立てをなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、市の再審査を受け、入札参加資格を有する場合を除く。
- シ PFI法第9条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- ス 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていないこと。
- セ 応募者で、他の応募者として参加していないこと。
- ソ 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でないこと。
- タ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。なお、本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、次のとおりである。
 - (a) ランドブレイン株式会社
 - (b) シリウス総合法律事務所

チ 第2の6に記載の評価委員会の委員と資本面又は人事面において関連がないこと。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、応募資格を失うものとする。

(3) 設計企業及び工事監理企業

設計業務及び工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。
- イ 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ 平成21年4月1日以降に、官公庁が発注した公共施設に関し、設計企業にあっては設計業務、工事監理企業にあっては工事監理業務について元請としての実績を有すること。ただし、実績は業務が完了しているものに限る。
- エ 工事監理企業にあっては、建設企業又は建設企業の関連企業でないこと。

(4) 建設企業

ア 建設企業のうち建築一式工事に従事する者

建設業務を行う者のうち建築一式工事に従事する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (a) 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (b) 建設業法第3条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- (c) 平成21年4月1日以降に、官公庁が発注した公共施設の建築一式工事（改修工事を除く。）を元請として施工した実績を有すること。

イ 建設企業のうち電気工事に従事する者(電気工事企業を構成企業に含める場合)

建設業務を行う者のうち電気工事に従事する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (a) 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (b) 建設業法第3条の規定に基づく電気工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ 建設企業のうち管工事に従事する者(管工事企業を構成企業に含める場合)

建設業務を行う者のうち管工事に従事する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (a) 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (b) 建設業法第3条の規定に基づく、管工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 建設企業のうち解体工事に従事する者(解体工事企業を構成企業に含める場合)

建設業務を行う者のうち解体工事に従事する者は、次に掲げる要件を全て満たす者

であること。

- (a) 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (b) 建設業法第3条の規定に基づく解体工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

オ 建設企業のうち土木工事に従事する者（土木工事企業を構成企業に含める場合）
土木工事を行う者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (a) 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (b) 建設業法第3条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(5) 維持管理企業

維持管理業務を行う者（維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は全ての者）
は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 令和5・6年度佐野市物品製造・販売及び役務の提供等入札参加資格者名簿に登録があること。
イ 維持管理業務の実施に当たり、必要な資格（許可、登録及び認定等）を有すること。

(6) 応募資格要件の確認基準日

応募資格要件の確認基準日は、応募資格確認申請書の提出期限の日とする。ただし、提出期限後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が応募資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が応募資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しない場合がある。

4 特別目的会社（S P C）の設立について

(1) S P Cの設立について

本事業に関して、応募者は自らの判断により、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別目的会社（以下「S P C」という。）を設立することができる。

S P Cを設立する場合には、市は、優先交渉権者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、S P Cと事業契約を締結する。

なお、S P Cは、事業契約の仮契約締結までに設立することを要する。

(2) S P Cの設立条件

ア S P Cは佐野市内に設立すること。ただし、事業予定地内に設立することは不可とする。
イ 応募者の代表企業及び協力企業（S P Cの構成員のうち、S P Cに出資しない企業をいう。）以外の構成企業はすべて当該S P Cに出資することとし、S P Cに

- 対する出資比率の合計が全体の 50%を超えるものとする。
- ウ 代表企業の出資比率は、出資者のうち最大とすること。
- エ すべての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- オ 協力企業であっても、「第 2 3 応募者の備えるべき要件等」を満たすこと。

5 提案書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

なお、市に提出された提案書は、応募者には返却しない。

(2) 特許権等

応募者の提案において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

(3) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する募集要項等は、本事業の応募に際しての検討の目的以外で使用することはできない。

(4) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更禁止

応募者は、提出後の書類の変更は原則できない。

(6) 使用言語、単位及び時刻

民間事業者の応募及び選定において、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査及び算定

主な内容は、次のとおりとする。詳細については審査基準を参照すること。

資格審査	応募者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 応募者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(2) 事業者選定評価委員会の設置

事業者の選定に当たり、市に学識経験者等で構成する「佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業者選定評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。評価委員会は、審査基準や募集要項等の事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、応募者から提出された提案の評価を行う。

評価委員会の委員は、次のとおりである。

佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業者選定評価委員会

(順不同・敬称略)

所 属 等	氏 名
宇都宮大学 名誉教授	三橋 伸夫
足利大学 名誉教授	増山 正明
足利大学 工学部 創生工学科 建築・土木分野 教授	渡邊 美樹
技術センター一部 管理課	青木 正典
教育部 部長	赤阪 英明

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉かつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者のリスク分担の考え方は、資料2に示す「リスク分担表」のとおりであるが、事業者からの意見を踏まえた上で、募集要項等において改めて提示する。

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法の詳細については募集公告時に示す。

なお、市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、業務実施の遅延、業務水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し努力するものとする。

4 市による事業の実施状況及び業務水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示された業務水準を達成しているか否かを確認するため、市がモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時及び維持管理時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、市が提示した方法に従って市が実施する。事業者は、市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、市から事業者に対して支払われる対価の算定等に反映することとし、要求水準書に示された業務水準を一定程度下回る場合には、支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

佐野市立西中学校区小中一貫校を整備する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地 栃木県佐野市大橋町 2026 番地
- ② 敷 地 面 積 約 33,149 m²
- ③ 用 途 地 域 準工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
- ④ その他地域地区 防火地域等：なし（建築基準法第 22 条区域内）
 - 高度地区：なし、地区計画等：なし
- ⑤ 日 影 規 制 栃木県建築基準条例による
- ⑥ 接 道 状 況
 - ・東側 幅員：約 4.5m（市道佐野 6 号線）
 - ・南側 幅員：約 11.0m（主要地方道 桐生・岩舟線）
 - ・北側 幅員：約 9.0m（市道幹線 2-130 号線）

2 整備対象施設の概要

本事業で計画している施設の概要は、次のとおりである。なお、施設構成、規模、設計要件等の詳細については、別途公表する要求水準書（案）に提示する。

整備対象施設概要

整備対象施設	整備概要	想定面積等
・新校舎	[想定通常学級数]（計 29 学級）	新校舎等：約 14,000 m ²
・屋内運動場（武道場含む） (前期・後期課程兼用)	・1～6 学年（前期課程）：18 学級 ・7～9 学年（後期課程）：11 学級	こどもクラブ：約 700 m ²
・屋外運動場 (前期・後期課程兼用)	[想定児童生徒数]（計 862 名） ・1～6 学年（前期課程）：541 名 ・7～9 学年（後期課程）：321 名	屋外運動場等（緑地含）： 約 20,000 m ²
・サブ屋外運動場	[想定職員数] ・80 名程度	駐車場：170 台以上
・遊具広場	[新校舎等]	（職員・来客用・こどもクラブの送迎用）
・テニスコート	・前期課程、後期課程を一体の校舎として整備	駐輪場：約 330 台
・屋外付帯施設	・こどもクラブは校舎と分離して敷地内に整備	（7～9 学年用）
・外構 (駐車場、駐輪場、 植栽、フェンス等)	・屋内運動場等（約 2,000 m ² 程度）を整備	
・こどもクラブ		
・通学用バス乗降場		

3 既存施設の概要

佐野市立西中学校の既存施設の概要は、次のとおりである。

佐野市立西中学校敷地内の既存施設の概要

建物名称	竣工年	築後年数 (R6年時点)	構造※1	階数	延床面積※2
現佐野市立西中学校敷地					
普通教室・特別教室棟	—	—	—	—	—
校舎A	S54	45年	RC造	4	2,241 m ²
校舎C	S61	38年	RC造	4	3,295 m ²
校舎D	S61	38年	S造	1	176 m ²
校舎B（倉庫）	S54	45年	S造	1	15 m ²
校舎E（屋外トイレ・倉庫）	S61	38年	S造	1	119 m ²
校舎F（石灰庫）	S61	38年	S造	1	11 m ²
校舎H（トイレ棟）	H1	35年	S造	1	18 m ²
校舎G（プール更衣室）	H1	35年	S造	1	77 m ²
屋内運動場	S48	51年	S造	1	860 m ²
武道場	H2	34年	S造	1	350 m ²
部室	S61	38年	S造	1	185 m ²
自転車置場	—	—	—	—	124 m ²
ポンプ室	—	—	—	—	4 m ²
プール（屋外）	—	—	—	—	957 m ²
合計					8,432 m ²

※1 構造区分／RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨その他造。

※2 延床面積は建物ごとに四捨五入を行っている。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が調わない場合には、事業契約に定める具体的措置を講じるものとする。

また、事業契約に関する紛争については、宇都宮地方・家庭裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたとき、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果事業の継続が困難と合理的に認められる場合、市は事業契約を解除することができる。
- ウ 前2号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うものとする。

3 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- イ 前号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うものとする。

4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 不可抗力その他市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、市又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ウ 前号の規定により市又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。
- エ 不可抗力の定義については、募集公告時に示す。

第7 法制・税制上の措置並びに財政・金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

なお、本事業は地方債の活用を予定している。

3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、本事業の実施に係る債務負担行為の設定に関する議案を令和6年6月市議会定例会に、また、事業契約の締結に関する議案を令和7年2月市議会定例会に提出する予定である。

2 応募に伴う費用負担

本事業の応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページにより行う。

※後日、本事業に関する特設ページを設定し市ホームページで公表予定。

5 本事業に関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

佐野市教育委員会 教育部 学校適正配置課（佐野市役所 3階）

住 所：〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

電 話：0283-85-7304

F A X：0283-20-3032

E-mail：gakkoutekisei@city.sano.lg.jp

資料 1 事業予定地位置図

図 1 事業予定地の位置図



国土地理院地図 編集

図 2 事業予定地の敷地範囲と想定工期



令和 4 (2022) 年度公立学校施設台帳 施設の配置図 編集

図3 事業対象の小・中学校位置図



国土地理院地図 編集

資料2 リスク分担表

【共通事項】

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
1	応募関連書類	募集要項等の応募関連書類の誤り又は変更	●	
2	応募費用	応募費用に関するもの		●
3	契約締結	市の事由による契約締結の遅延又は締結不能	●	
4		事業者の事由による契約締結の遅延又は締結不能		●
5		仮事業契約等に関する議会の議決が得られない場合の契約締結の遅延又は締結不能	※1	※1
6	行政	市の政策転換による事業開始遅延、事業中断、事業契約解除等	●	
7	税制度	事業者の利益に係る税制度の新設、変更等		●
8		上記以外のもの（消費税制度の変更を含む）	●	
9	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等（許認可・公的支援制度の新設、変更等を含む。）	●	
10		上記以外のもの		●
11	許認可 ※制度変更は法制度リスクに含む	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延又は失効		●
12		上記のうち、市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
13		市が取得すべき許認可の未取得、取得遅延又は失効	●	
14		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
15	住民対応	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
16		事業者の提案による調査、設計、建設及び維持管理に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等		●
17	環境問題	事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた調査、設計、建設及び維持管理における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等に関する対応		●
18	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		●
19		上記以外の事由による第三者への賠償	●	
20	不可抗力	市及び事業者のいずれの責にも帰すことができず、かつ、計画段階において想定し得ない自然災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷等）、感染症の流行、戦争、暴動その他の人為的な事象による施設の損害によるもの	※2 ※3	※2 ※3

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
21	物価変動	物価変動によるコストの変動	※ 4	※ 4
22		事業者の実施する設計、建設及び維持管理業務の性能未達や瑕疵及び不履行によるもの		●
23	共通	事業者の事由によるもの		●
24		市の事由によるもの	●	
25		市の事由による事業の一時中止	●	
26		事業者の事由による事業の一時中止		●
27		市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
28		事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●

※ 1 議会の議決が得られることにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び優先交渉権者の費用は、それぞれの負担とする。ただし、優先交渉権者の構成企業が、本来備えるべき応募資格要件を欠いていたことが優先交渉権者決定後に発覚したことにより、議会の議決が得られなかつた場合には、市及び優先交渉権者が負担した費用は、すべて優先交渉権者の負担とする。

※ 2 設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本施設の整備において事業者に増加費用または損害が発生した場合

- (1) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内の場合は、事業者が全て負担する。
- (2) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超える場合は、当該増加費用及び損害の額が、同期間中の累計で、設計・建設業務に係る対価の 100 分の 1 に至るまでは、事業者が全て負担する。
- (3) (2)を超える額については、市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が設計・建設業務に係る対価の額の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。

※ 3 維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、本施設の維持管理または運営において事業者に増加費用または損害が発生した場合

- (1) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内の場合は、事業者が負担する。
- (2) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超える場合は、当該増加費用及び損害の額が、当該不可抗力の発生した事業年度中の累計で、維持管理・運営業務に係る対価の 1 年分に相当する額の 100 分の 1 に至るまでは、事業者が全てこれを負担する。
- (3) (2)を超える額については、市がこれを負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が維持管理・運営業務に係る対価の 1 年分に相当する額の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。

※ 4 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合には、一定調整する。具体的な調整方法については、事業契約書において提示する。

【設計・建設段階】

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
29	測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	●	
30		事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
31		市が提示した条件の誤りや要求事項の変更等による設計変更及びそれに伴う費用の増大、工期の遅延等	●	
32		事業者の設計に係る瑕疵による設計変更及びそれに伴う費用の増大、工期の遅延等		●
33		市の事由による施工内容の変更	●	
34		事業者の事由による施工内容の変更		●
35		提示条件の誤りや市の追加指示等の市の事由による工事費の増大	●	
36		事業者の見積の誤りや下請業者又は雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
37		アスベスト等使用の発覚による計画変更、工期延長又は追加費用等	※ 5	※ 5
38		建築物、施設・設備の解体・撤去に関するもの		●
39		市の事由による工期の遅延	●	
40		事業者（下請業者を含む）の事由による工期の遅延	●	
41		工事監理の不備によるもの		●
42		あらかじめ想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
43	土地の瑕疵	市又は事業者が調査資料等で予見できることに関するもの		●
44		土地の瑕疵（あらかじめ想定し得ない土壤汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
45	用地の確保	建設に要する資材置き場の確保に関すること		●
46	引渡前 施設損害	市の事由による施設の損害	●	
47		上記以外のもの		●
48	一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
49	引渡し手続	施設の引渡しの手続に伴う諸費用に関するもの		●

※ 5 事業者が必要な事前調査を行った結果、アスベスト含有材等が新たに発見された場合には、事業者に発生した合理的な追加費用を負担する。

ただし、事業者による事前調査の不備及び誤りがあり、かつ、そのために当該瑕疵を発見することができなかった場合には、上記の費用は事業者が負担する。

【維持管理運営段階】

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
50	維持管理段階	維持管理費用増大	市の指示による維持管理業務の変更等に起因する維持管理費の増大	●
51		支払遅延	事業者の計画や見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理費用の増大（物価変動は除く）	●
52		計画変更	市の事由による事業者への対価の支払遅延・滞納	●
53		供用開始の遅延	市の事由による事業実施条件の変更	●
54			事業者の提案・要望による維持管理業務の変更	●
55			市の事由による供用開始の遅延	●
56			事業者の事由による供用開始の遅延	●
57		施設損害	市の事由（教職員、児童生徒の事由を含む。）による施設の損害	●
58			第三者の事由による施設の損害（事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによって引き起こされた第三者の事由による施設の損害を除く。）	●
59			上記以外の事由による施設の損害（事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによって引き起こされた第三者の事由による施設の損害を含む。）	●
60		施設瑕疵	建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合	●
61	移管	事業の終了手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続の不備による損害	●